

鶴岡市小規模修理修繕契約希望者登録要領

(目的)

第1条 鶴岡市が発注する小規模な修理修繕契約について、市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ろうとするものである。

(登録できる者)

第2条 鶴岡市内に主たる事業所を置く者（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。）

(登録できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は登録できない。

- (1) 鶴岡市内に主たる事業所を置かない者（他の市町村に本店がある場合など）
- (2) 小規模修理修繕に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けている者
- (3) 競争入札参加資格申請（建設工事）をしている者
- (4) 鶴岡市契約に関する規則第8条第1項第5号の規程（暴力団排除条項）に該当する者
- (5) 小規模修理修繕を履行するために必要な資格・許可等を有しない者

(登録の方法)

第4条 登録の受付は、随時行うものとする。

- 2 登録の受付窓口は、総務部契約管財課及び庁舎総務企画課において行う。
- 3 登録を希望する者は、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - ア 鶴岡市小規模修理修繕契約希望者登録申請書
 - イ 技術職員名簿
 - ウ 修理修繕業務経歴書
 - エ 資格・許可等の写し（資格、許可等が必要な業種に限る。）
 - オ 暴力団排除に関する誓約書

(登録の有効期間)

第5条 次条第2項に該当しない限り継続されるものとする。

(登録者の取り扱い)

第6条 鶴岡市は、「鶴岡市小規模修理修繕契約希望者登録名簿」に登載し、全庁に公開して、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。なお、選定においては、競争入札参加資格者名簿登載者の選定を否定するものではない。

- 2 「鶴岡市小規模修理修繕契約希望者登録名簿」に登載された者が、次の各号のいずれかに該当したときは、同登録名簿から削除する。
 - (1) 取り下げの申出があったとき
 - (2) 第3条第1号から第5号のいずれかに該当したとき
 - (3) 登録の連絡先に連絡が取れないとき

(対象となる契約)

第7条 物品に関する修理修繕は対象外とする。選定の対象とする修理・修繕は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであり、契約予定金額が50

万円以下のものとする。

(契約保証金)

第8条 小規模修理修繕契約希望者登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、鶴岡市契約に関する規則第3条第3項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することとする。

(登録内容の変更)

第9条 小規模修理修繕契約希望者登録名簿に登録された者は、登録内容に変更があったときは、速やかに鶴岡市小規模修理修繕契約希望者登録変更届を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月10日から施行する。